

下田歌子を捉え直す —下田の『家政学』を通して—

A Historical Review of Shimoda Utako's *Home Economics*

広井 多鶴子

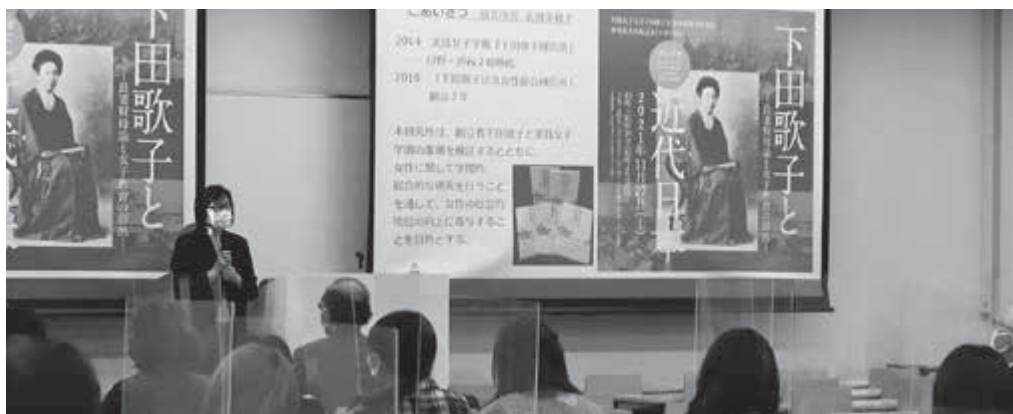
HIROI Tazuko

はじめに

下田歌子は「日本の近代女子教育のパイオニア」と評され、その業績を賞賛する評伝や読み物が書かれる一方で、女性史や教育史研究などの研究対象としてはあまり取り上げられてきませんでした。近年、研究論文はかなり増えてきましたが、下田に関する研究書はこれまで1冊もなく、この『研究叢書第1巻』がはじめての研究書となります。

そのため、今日、下田については実践女子学園の創立者であることと、日刊『平民新聞』が流布した「スキャンダル」を除けば、その思想も業績も一般にはもちろん、研究者の間でもあまり知られていないように思います。このことは下田個人の足跡や業績がかき消されただけでなく、日本の近代女性史や女子教育史のある部分を欠落させてきたということになるのではないのでしょうか。第1波フェミニズムとして位置づけられている『青鞜』や婦人参政権運動などによってのみ、日本の女性の近代史が築かれてきたわけではないからです。下田を研究することは、「女権拡張論」や「女性解放論」とは異なるもう一つの女性の近代化論を明らかにすることになるのではないかと思います。

ということで、私が『研究叢書』の編集・執筆を通じて考えたいと思ったのは、戦前あ



れほど多彩な活躍をし、高い評価を得ていた下田歌子が、戦後、なぜ研究の分野でほとんど取り上げられなくなったのかということです。その要因としては主に二つのことが考えられます。一つは、やはり日刊『平民新聞』の影響が大きいと思います。そしてもう一つは、戦後の研究の枠組みです。下田が戦後、評価されなくなるのは、当然のことですが、下田自身が変わったからではありません。下田を評価する視点や枠組みが変わったからです。このことを裏返せば、今なぜ、下田歌子を研究するのか（目的）、あるいは、どのように下田を捉え直すのか（方法論）という問いになります。こうした点についてこのところ考えてきたことを、少々風呂敷を広げながら述べたいと思います。

1. 下田の「スキャンダル」からバッシングへ

日刊『平民新聞』（以下、「日刊」を省略）は、1907（明治40）年2月24日から4月12日まで、41回にわたって「妖婦下田歌子」と題する記事を連載しました。これをもとにして、戦後、紀田順一郎（1969）、松本清張（1975）、前田愛（1975）、志茂田景樹（1984）、林真理子（1993）、南條範夫（1994）などが下田に関する評論や小説を書き、下田は「いつも政界の大物との浮名が絶えなかった」（紀田順一郎）とか、「絶えず醜聞の臭気を身邊に立ちのぼらせていた」（前田愛）などと、怪しげな「妖婦」のイメージが作られてきました。そのため、研究の分野では真偽はともかく、下田はスキャンダラスな存在と見なされて忌避されてきたものと思います。

こうして、「妖婦下田歌子」に書かれた内容は、あたかも下田が引き起こした「スキャンダル」であるかのように捉えられてきました。しかし、赤塚行雄（1995）は、『平民新聞』の「妖婦下田歌子」を「明治のセクシュアル・ハラスメント」と位置づけ、田中光顕宮内大臣がその記事を「半ば本気」にして、下田に華族女学校学監の「辞職を迫っているのもセクシュアル・ハラスメントといえるだろう」と書いています。赤塚は「妖婦下田歌子」を下田の「スキャンダル」ではなく、下田に対するセクハラであり、セクハラを行う側の問題として再定義したのです。

また、関口すみ子は『管野スガ再考—婦人矯風会から大逆事件へ』（2014）の中で、『平民新聞』と平民社の周辺に潜むミソジニー（女性蔑視、女性嫌悪）を明らかにしています。幸徳秋水や堺利彦らが組織した平民社は非戦論を展開した社会主義の先駆的な結社として評価されてきましたが、関口は、平民社には敵と見なす女に対して「セクシュアリティがらみの煽動をして、排斥する構造が内在」しており、平民社が作り上げた「妖婦」の物語は女性を「性的存在」として扱い（sexualization）、「妖術」によって男をたぶらかして権力を得た女として、その価値を「貶める」（devaluation）「言説の暴力」だということです。

その暴力は味方であったはずの管野スガに対しても向けられることになりますが、『平民新聞』が「敵」として攻撃の矛先を向けたのは、何といても下田でした。『平民新聞』は

当局の弾圧により1907年4月14日の第75号で廃刊となりますが、その最終号には「下田歌子を葬る」という記事を載せ、「文字の爆裂弾」を投じて下田を「精神的に虐殺する」と書いています。

平民社はなぜこれほどまでに執拗に下田を攻撃したのでしょうか。それは、下田が「階級の敵」と見なされたからです。山本博雄(1999)は、「妖婦下田歌子」は「『エライ婦人』像に装われた歌子を『虚構の権化』と見てその面皮をはぎ、権力中枢の取り巻き連中もろとも震撼せしめようとする試み」だったと述べています。『平民新聞』が連載を始める1年前、『読売新聞』は、「日本で一番多く月給をとる婦人 下田歌子の年収5000円」という記事を載せていますが(1906年2月15日)、当時下田が最も高い社会的地位にある女性のひとりだったことは確かでしょう。しかも家柄や夫の後ろ盾のないままに。

しかし、『平民新聞』が下田を攻撃したのは、単に下田が「階級の敵」だからではありません。小山静子(2021)は、1900年代に入ると「男の世界」に進出した「生意気」な女性を性的に墮落した存在として描き出す「女性バッシング」が行われるようになり、下田は「敵方の、しかも女という二重の意味」でバッシングの対象になったと指摘しています。とすると、『平民新聞』が下田を支配者や権力者ではなく「妖婦」として描き出したのは、「エライ婦人」という「虚構」をはぎ取って権力の中枢を「震撼せしめようとする試み」というより、性的に墮落したいかわい「妖婦」という「虚像」を作りあげることで、男社会を脅かす下田を葬るための「女性バッシング」だったといえるでしょう。かくして、権力を持った女性を「妖婦」や「女帝」と揶揄するホモソーシャルな男社会は、セクハラを容認し、下田に消し難いスティグマを押し付けたことになりました。

その影響は長い間続いてきましたが、今ようやく私たちは、「妖婦下田歌子」は下田の「スキャンダル」ではなく、下田に対する「セクハラ」(赤塚行雄)であり、「言説の暴力」(関口すみ子)であり、「女性バッシング」(小山静子)であると認識することができるようになりました。そして、それによって、はじめて下田を日本の近代女性史の中に正当に位置づけることが可能になったのではないかと思います。下田は「妖術」を使って「明治宮廷政治の黒幕として暗躍」(前田愛)したスキャンダラスな女なのではなく、皇室や政界の中枢に深くかかわることで、様々な功績を収めながら、あるいはそれゆえに、「妖婦」や「女帝」などと、一身に攻撃を受けてきた女性として捉えることが可能になるからです。

2. 下田を遠ざけてきた歴史研究と女性史研究

下田が研究対象として取り上げられてこなかったもう一つの大きな理由は、戦後、下田が天皇を中心とした国家体制の維持を主張する「国家主義者」「皇室中心主義者」「保守主義者」「良妻賢母主義者」などと批判的に捉えられてきたからでしょう。谷川穰は、「『国のすがた』が示す姿—下田歌子の教科書『編纂』とその意味」(2016)の中で、下田が刊行した修

身教科書『国のすがた』がほとんど研究対象とされてこなかったのは、「教育史的にも国家主義・良妻賢母主義の権化と見られる存在は、興味を引かない対象」だったからだろうと推測しています。

しかし、「国家主義・良妻賢母主義の権化」だから研究対象としないというのは、考えてみれば不可思議な話です。「国家主義」は国民国家の形成にともなって広がった主要な近代思想だからです。だからこそ、日本の歴史学は近代天皇制の分析など、国家主義思想や制度の解明を重要な研究課題とし、明治以降のイデオログに関する膨大な研究を蓄積してきました。

ではなぜ、下田の「国家主義」や「保守主義」はほとんど歴史研究の対象とされてこなかったのでしょうか。この問いにかかわって、香川せつ子先生は『研究叢書』の中で、「下田の思想と実践についての研究は、女性を等閑視する伝統的な教育史からも、また女性解放を標榜するフェミニスト研究者からも遠ざけられてきた」と指摘されています。つまり、下田が研究の分野で注目されずにきたのは、下田が主に活躍した分野が女子教育や家庭や母子福祉といった女性の領域だったからでしょう。伝統的な歴史学は、女性が担ったそうした分野を等閑視してきたのです。

しかしながら、香川先生が指摘されているように、メジャーな歴史学が対象としない研究に取り組んできた女性史や女子教育史も下田を遠ざけてきました。それは女性史研究が権力に立ち向かう女性や権力の被害者としての女性を主な研究対象としてきたからです。そうした枠組みに当てはまらない下田は、女性史研究においても研究の対象とはなりませんでした。

平林たい子は、1965年のエッセイで、下田について、「これだけ政治中枢の立案と行政に参画し、女子教育制度の確立のため実効をあげた女性はほかにあるまい」と指摘していますが、平林のように、女性が政治の中枢や行政にかかわって実績を上げることの評価する研究は女性史研究やフェミニズム研究ではなかなか目にしません。女性史研究やフェミニズム研究は、男性社会の中において権力を持った女性を批判することはあっても、そうした女性を分析する視点や枠組み、あるいは関心・動機をほとんど持ちあわせてこなかったように思います。

3. 戦後の研究のパラダイム

下田を遠ざけてきた歴史研究の要因として、もう一つ、指摘したいことがあります。それは戦後長い間、良妻賢母論が「近代的市民的婦人観」と対立する「儒教主義的家族主義的婦人観」として捉えられてきたことについてです（千野陽一1979）。こうした歴史観においては、「儒教主義的」「封建的」「前近代的」「家父長的」「家族制度的」といった概念はほとんど同義のものと思われ、「近代」の理念に対置されてきました。その結果、磯村春子

(1913)が、「今の女」の代表であり、「後の女」の模範と讃えた下田は、戦後、「謙譲貞淑な儒教的女徳を貴び、『良妻賢母』教育を金科玉条としていた下田歌子」(秋枝蕭子1995)などと評され、保守どころか時代を逆行させる反動思想家のように見なされました。そうであれば、下田が近代史研究から省かれるのも無理はないでしょう。

下田に対するこのような否定的評価をもたらしたのが、良妻賢母論を「儒教主義的家族主義的婦人観」と見なす戦後の理論枠組み(パラダイム)です。千田有紀(2011)は、戦後、「日本社会の民主化が課題とされるなかで、戦争原因のひとつが家族国家観に求められ」、民法上の「家」制度の廃止に大きな意味が付与されたことによって、「民主化されるべき封建遺制が『発見』された」と指摘しています。そしてその結果、日本の「家」の特殊性が強調され、「家」が前近代的、封建的、家父長的家族として批判されるようになったといいます。千田は、「家」を否定し、「家族」と「核家族」を理想とする戦後の理論枠組みを「家パラダイム」と呼んでいます。良妻賢母論はこの「家パラダイム」によって、「家」を支える儒教主義的・前近代的・(半)封建的なイデオロギーとして位置づけられてきたのです。

しかし、こうした戦後研究のパラダイムは、1980年代以降、社会史や歴史社会学、女性学、ジェンダー論といった新たな研究が広がる中で見直されていきます。「封建遺制」による女性への抑圧という社会認識は現実を捉える上でリアリティを失い、近代社会のシステムである「公私の分離」や「性別役割分業」体制こそが女性を抑圧してきたと考えられるようになったのです。

良妻賢母論についても、小山静子の『良妻賢母という規範』(1991)を嚆矢としてパラダイム転換が図られ、良妻賢母論は近代社会=資本主義社会=国民国家の形成による性別役割分業体制が生み出した近代の思想・言説として再定義されました。そしてそれによって、下田の良妻賢母論もまた、明治以降の近代化が生み出した近代の思想として位置づけられることになりました。山崎明子の『近代日本の「手芸」とジェンダー』(2005)は、こうしたパラダイムシフト後に登場したはじめての本格的な下田研究です。

しかしながら、良妻賢母論が近代の思想として捉え直されても、下田に対してはなお「国家主義」や「天皇中心主義」といった批判が残ります。ですが、私たちが戦前の国家主義や天皇制を容易に批判できるのは、それらが侵略戦争とファシズムを引き起こした「悪」だということを知っているからに他なりません。上野千鶴子(1998)は、戦争に加担した市川房枝らの戦争責任を追及する鈴木裕子などの研究を取り上げ、その前提には「『国民化』や『天皇制』が悪であるという絶対的な視点」があると指摘します。そしてそれを「戦後的な視点」と呼んで、次のように述べます。

「国家」の限界と「天皇制」の悪は、歴史によって事後的にのみ宣告されたもので、そのただなかに生きている個人がその「歴史的限界」を乗り越えられなかった、とするのは歴史家としては不当な「断罪」ではないだろうか。

つまり、下田は、「歴史の真空地帯に足場を置くような超越的な判断基準」（上野）に基づいて、国家主義者、天皇中心主義者として「断罪」されてきたのです。では、そうした「超越的な判断基準」で下田を断罪しないとすれば、どのような研究が可能なのでしょうか。それは、きわめてシンプルですが、下田の思想や実践を改めて「近代日本」の歴史過程に位置づけ直すことではないかと思います。

4. 下田の家政論と「近代家族」

そのために、私がこの『研究叢書』の中で試みたのは、下田の家政論の分析を通じて下田の思想の「近代性」を明らかにすることです。下田の良妻賢母論はどのような意味で近代の思想なのでしょう。また、下田は明治以降の近代化の過程で、何をめざして何をどう変えようとしたのでしょうか。

下田は欧米視察直前の1893（明治26）年4月に、華族女学校での講義をまとめた『家政学』を出版します。この本は下田にとってはじめての著作であるとともに、日本人女性によるはじめての実践的・体系的な家政学教科書とされます。下田はその「緒言」で、「内」を治めることは女性の「天職」であるとして、次のように宣言します。

男子の外を治め、女子の内を守るとは、真に、天賦の職分なれば、女子たらん者は、…一家の事を理むるに拙く、内助の功少からんには、決して良妻賢母とは、称す可からず。家事の事は、その執る所、極めて、卑近にして、其績の顕る、所、少なきに似たれど、其本分を尽すに於いては、男子の国事に励むると、敢えて、異なる所なし。

こうした考えは今日、性別役割分業論や天職論＝特性論として批判されますが、当時あっては、明治以降の近代化の過程で新たに登場した性役割規範でした。このことは、啓蒙思想家の津田真道が1875（明治8）年に『明六雑誌』に書いた次の文と比較するとよく分かります。津田は、家事の管理は「一家ノ主」が行うべきものであり、特別の事情がない限り、妻が家事を管理するなどということは許されないと主張しています。

一家ノ主トシテ家事ヲ幹理スル者ハ夫ナリ。夫アル女子即人ノ妻ニシテ夫ヲ措テ其家事ヲ幹理スルコトハ格外ノ訳アルニ非レバ民法ノ許サル所ナリ。

津田がここで「夫アル女子即人ノ妻」などという回りくどい言い方をしている点も注目されます。家事の管理が「主」の任務とされた時代には、「婦＝妻」や「嫁」は存在しても、下田の考えるような家事に責任を負う「妻＝主婦」という概念や役割は存在していませんでした。牟田和恵（1996）によると、「主婦」という言葉は明治以降、housewifeなどの翻訳

語として使われ出し、1880年代後半（明治20年代）に雑誌などで使われるようになったとされます。津田が上記の文を執筆した1875年から1980年代後半の10年余りの間に、家事を妻の任務とする「主婦」という概念が言論の場に広がったのです。

下田は『家政学』以後、数多くの家政論を執筆しますが、下田が一貫してめざしたのは、家政を妻＝主婦の「天職」と見なすことで、家庭内での女性の地位を上げることでした。下田は妻に対して公的世界で生きる夫への従順さを求め、家庭の中でも夫を「総指揮者」として位置づけますが、下田の家政論においては、家政が女性の天職である以上、主婦こそが「家庭の中心人物」でなければなりません。下田はまた、夫と妻は「異体同心」であるとし、家長は家族を敬愛し、家長自身も家族から信用され尊敬されなければならないといえます。こうして下田は家長としての夫の権威を維持しながら、敬愛に基づく夫婦関係を構想したのです。

また、下田が欧米視察後の1900年に出版した『新選家政学』では、先の『家政学』を全面改訂し、「小児教養」と「家庭教育」にかなりの紙幅を割きました。下田は、1901（明治34）年に『泰西所見 家庭教育』を書きますが、下田が欧米視察で得たものの一つは、母による家庭教育の重要性でした。

下田が主張するこのような「家庭」は、もはや一家の主が支配する封建的な「家」ではありません。また、女子は「子を愛すといえど、^{こそく}姑息し、^{ぎほう}義方のおしえをしらず、私愛ふかくして、かえりて子をそこなう」（貝原益軒）などと、母による子育てを否定する儒教主義道徳でもありません。社会史研究や家族史研究では、夫の統率のもとで、夫婦と親子が親密な情愛で結ばれる性別役割分業型家族を「近代家族」と呼びますが、下田の家政論が前提とする家庭は、ビクトリア朝時代の「家庭性のイデオロギー」（ドメスティック・イデオロギー）から学んだ近代家族のあるべき姿といえるでしょう。

5. ドメスティック・フェミニズムと婦人参政権—二つの女性の「国民化」戦略

こうして下田は、一家の主が支配する「家」を主婦が主宰する「家庭」に変えるとともに、「良妻賢母」を育成することで、女性の家庭内での地位と社会的評価を向上させようとなりました。しかし、それだけではありません。下田は、先に見たように、家事を担う主婦の役割を「男子の国事に励むる」ことに匹敵する重要な役割であると主張しました。それは、家庭こそ国家・社会の安定と発展を担う基盤であり、家庭は女性が「国民」の一員として国家的な任務を果たす場だと考えるからです。

それゆえに下田は後に国家主義者として批判されますが、国家主義もまた、近代の国民国家が生み出した近代の思想であって、歴史を逆行させる反動思想ではありません。それどころか、近代化は国民国家を構成する「均一な『国民』」を形成する過程でした（奥武則1995）。下田ははまだ女性が男性と同等の国民として認められない時代にあって、女子教

育によって国家の基盤である家庭の維持管理を担う「完全なる国民としての婦人」を育成することで、女性の「国民化」を実現しようとしたのです。

このような下田の思想は、女性が担う家政を男性の仕事と同等の価値あるものとして認めさせようとしたアメリカのキャサリン・ビーチャー (Catherine Beecher, 1800-1878) と同様、「ドメスティック・フェミニズム」の一環に位置づけられるのではないかと思います。今井光映 (1992) は、ビーチャーは「婦人参政権という形の女性解放主義フェミニスト」ではないが、「家庭と健康」の改革を担う女性の解放をめざした「ドメスティック・フェミニストであった」と評価しています。また、相本資子 (2015) は、ビーチャーの『ドメスティック・エコノミー論』(*A Treatise on Domestic Economy*, 1841) について、「保守的であると同時に革新的であり、『家庭性のイデオロギー』と『フェミニズム』の両方が交差し、融合したアドバイスブック」であると指摘しています。

もっとも、女性の主な役割を基本的に家庭内に限定する下田の良妻賢母論を「フェミニズム」と呼ぶことには抵抗感があるかもしれません。しかし、良妻賢母論は、女性を家庭に隔離しただけでなく、女性の家庭内の地位を上昇させるものでした。それゆえ、「女性にとって抑圧的に働いたと今ではみなされているヴィクトリアン・イデオロギーのもとで、逆説的にドメスティック・フェミニズムが成立」することになったのです (上野千鶴子 1994)。

その背景には資本主義社会の形成にともなう公的領域と私的領域 (家庭) の分離、そしてそれに基づく性別役割分業という近代社会のシステムがあります。近代社会の公私の分離を前提に、私的領域を女性が主宰する領域に変え、それに国家的な意味付けをして価値を高めることが、下田がめざした女性の「国民化」戦略でした。

それゆえ、下田はビーチャーと同様、女性が家庭という領域を踏み越えて、男性と同等の国民としての権利を求める婦人参政権運動には否定的であり、『青鞥』(1911年創刊) が主張した「新しい女」にも批判的でした。下田 (1901) は、いたずらに「口に男女同権だの女権拡張だのと云ふのではなく、真実奢りを矯め実利実益を主として女子の程度を高め社会の富も国民の気品も女子の手に造らなければなりません」と主張しています。下田 (1915) はまた、婦人選挙権運動を展開したイギリスのサフラジェット (Suffragettes) を批判して、「自由平等の欲求が世の婦人をして多くのノラーと変せしめ、或いは乱暴狼藉の婦人選挙論者と為らしめて、家庭は益々衰微してゆく」と指摘しています。婦人参政権の導入は、女性と男性の自然の境界を破壊し、家庭を壊すことにつながると考えたのです。

このような下田の主張は、男女同権が自明のことになった現在では理解し難いことのように思われます。しかし、婦人参政権運動で知られる平塚らいてうもまた、1920 (大正9) 年に市川房枝らと新婦人協会を設立する前は、婦人参政権運動に対して消極的だったとされます。この当時、婦人参政権の導入は女性にとってもそれほど自明のことではなかったのです。

しかし、1925（大正14）年に男性普通選挙法が制定され、世界で女性の参政権を認める国が徐々に増えていく中で、下田も1933（昭和8）年に出した『婦人常識訓』の中で、「婦人参政権の許されるのは、おそらく時間の問題だろう」と述べるようになります。西欧諸国で導入された女性参政権が実際にはそれほど社会の「大変化」をもたらさなかったという状況認識もその一因ですが、下田は同書において、婦人参政権について次のように述べます。ここからは穏当な改革を求める下田の慎重さが窺えますが、下田は決して女性の権利を否定する「謙讓貞淑な儒教的女徳」の信奉者ではなかったのです。

普通選挙さへ既に実行されて、男子は丁年以上ならば誰でも参政権があるのに、婦人は単に其の婦人たるの故を以て、一人も国政に与ることが出来ぬと云ふのは、道理の上から見て、随分不合理であり、また国家社会の為にも大損失であらうかと存じます。

婦人に選挙権があれば、従来よりも段々婦人の意見が尊重されて来ることは明らかで、これは真に喜ぶべき傾向ですが、これを使用するにしても、願はくは男子と競争し対抗するやうな態度でなく、男子と協同し、男子を裨補するの心掛けを以て、将来の国家社会をして、真の男女の調和的な円満な理想境^{ママ}たらしめたいものであります。

おわりに

吉屋信子（1953）は、下田が「婦人も国家の成立、政府の組織、国法の概要を知って置かねばならぬ」と著書の中で述べていることを評価し、「過去の日本ではやはり進歩的な^{きはく}気魄ある凡ならざる女子教育家に値ひする」と、その「進歩性」を評価しています。しかし、下田は戦後の研究では、女子教育の「パイオニア」といわれながら、時代を逆行させる「保守主義者」と見なされてきました。なぜでしょうか。下田を「保守主義者」と捉えるとしても、そこにはかなりの誤解があるように思います。

下田の思想を考える上で、宇野重規の『保守主義とは何か』（2016）が参考になります。宇野は、保守主義を「民主主義を完全に否定する反動や復古主義」と区別して、「高度に自覚的な近代思想」と位置づけます。そして、その特徴を、①具体的な制度や慣習を保守し、②そのような制度や習慣が歴史の中で培われたものであることを重視するものであり、③自由を維持することを大切に、④民主化を前提にしつつ、秩序ある漸進的改革を目指すものとまとめています。

このような理解からすると、下田は確かに保守主義者といっていいように思います。また、保守主義をこのように捉えることによって、はじめて下田を日本の近代史に正当に位置づけることが可能になるのではないかと思います。下田は決して「民主主義を完全に否

定する反動や復古主義」ではありません。それどころか、下田（1910）は、女性に絶対的服従を求め、女性の権利を認めず、女性に学問を認めない「昔の儒教仏教主義」を「頑固論者」の「保守主義」として排除します。しかし、同時に、西洋を理想化して崇拜する「急進主義」についても、日本の国体や風習を無視するものとして批判します。つまり、下田は規範や風習を日本の歴史の中で培われたものとして重視しつつも、それらを日本の近代化に合わせて組み替えることによって、「新に^{はし}奔らず旧に偏せず、古今東西に通じ」た「秩序ある漸進的改革」を進めようとした近代の保守主義者だったのです。

宇野はまた、保守主義は「進歩主義」との対比の中で形作られたものであり、近代を「進歩主義と保守主義との対抗関係を軸に展開した時代」だと捉えます。そして、この「対抗関係」のなかでイニシアティブを握ったのは保守主義者ではなく、歴史の進歩を信じ、社会の革新を求める進歩主義であったと指摘しています。このことが下田の思想を捉える上で重要なもう一つのポイントだと思います。

吉屋信子は、前述のように下田の「進歩性」を評価しましたが、下田の「絶頂」期は明治だったともいいます。「明治以降は保守に傾き（新しき女—吉屋）の出現にも反動的のやう」だったということです。しかし、それは下田の思想が変化したのではなく、婦人参政権の実現を求めた進歩主義の「第1波フェミニズム」が登場したことによって、下田の進歩性が色あせたからでしょう。吉屋は下田の「進歩性に限界」があったと指摘していますが、進歩主義がイニシアティブを握ったことによって、下田は保守主義者と見なされるようになったのです。

ではなぜ、下田の良妻賢母論と婦人参政権運動が「対抗関係」となるのでしょうか。それは、両者は一見真逆な思想に見えつつも、どちらも国民国家の形成と公私の分離が生み出した近代の思想だからでしょう。下田の良妻賢母論は、女性の家庭内での地位と役割を向上させることによって、女性の国民化を求める「ドメスティック・フェミニズム」ともいえるべきものでした。それに対し婦人参政権運動は、公的領域である政治の世界において女性に男性と同等の国民としての権利と地位を求める「リベラル・フェミニズム」でした。つまり、下田のドメスティック・フェミニズムと婦人参政権を求めるリベラル・フェミニズムは、公私が分離し、家庭が女性の領域となった近代社会において、女性を国民の一員として認めさせるための二つの「国民化」戦略といえるのではないかと思います。

ひろい・たづこ／下田歌子記念女性総合研究所 所長・人間社会学部人間社会学科 教授